

議案第 6 5 号

山都町特別会計条例の一部改正について

山都町特別会計条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

平成 3 0 年 1 2 月 6 日提出

山都町長 梅 田 穰

(提案理由)

住宅新築資金等貸付事業に係る公債償還が本年度をもって終了するため、山都町住宅新築資金等貸付事業特別会計が不要となることに伴い、山都町特別会計条例の一部を改正する必要があります。

これが、この議案を提出する理由です。

山都町特別会計条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 年 月 日

山都町長

山都町条例第 号

山都町特別会計条例の一部を改正する条例

山都町特別会計条例（平成 17 年山都町条例第 48 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中第 5 号を削り、第 6 号を第 5 号とする。

附 則

この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

山都町特別会計条例（平成 1 7 年山都町条例第 4 8 号）新旧対照表

現行	改正後（案）
（設置） 第 1 条 地方自治法(昭和 2 2 年法律第 6 7 号)第 2 0 9 条第 2 項の規定に基づき、特定な事業の円滑な運営及びその経理の適正化を図るため、次のとおり特別会計を設置する。 (1) ～ (4) (略) <u>(5)</u> 山都町住宅新築資金等貸付事業特別会計 <u>(6)</u> (略)	（設置） 第 1 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 0 9 条第 2 項の規定に基づき、特定な事業の円滑な運営及びその経理の適正化を図るため、次のとおり特別会計を設置する。 (1) ～ (4) (略) <u>(5)</u> (略)